

一般社団法人泥土リサイクル協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人泥土リサイクル協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、泥土再資源化技術（以下「本件技術」という）の向上及び普及を通じて、泥土リサイクルの促進・循環型社会の構築に貢献するとともに、本協会及び会員の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 本件技術に関する各情報（技術情報・市場情報・制度政策情報等一切を含む）の探索・収集・分析及び提供
- (2) 本件技術に関する各工法の改善・改良及び施工支援（施工計画、品質管理等）
- (3) 本件技術に関する各工法の技術資料（品質基準、施工要領、積算資料等）の整備、刊行
- (4) 泥土発生工事案件データ及び本件技術に関する各工法の施工実績データの収集・整理
- (5) 本件技術に関して、会員が保有する工法技術等の他の会員への技術移転支援（技術活用の斡旋・技術契約の仲介等）
- (6) 本件技術に関する各工法の関係発注機関等（官公庁・団体等）への登録
- (7) 本件技術に関する各工法の広報・売込み活動
 - ア. 泥土リサイクル促進及び循環型社会構築等への提言
 - イ. 処理土の利用法とその利用先（受入れ地等）の企画・提案
 - ウ. 本件技術に関する各工法のPR（HP開設、パンフレット配布、雑誌等への記事掲載、技術フェアへの参加、刊行物の発行等）
- (8) 本件技術の向上及び普及のための、講演会・セミナー・研究会・現場見学会・懇談会・情報交換会等の実施
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- (10) 前各号に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を愛知県稲沢市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員（以下「本会員」という）は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的・事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 本会員が団体の場合は、その所属員の中から、当法人に対する代表者（以下「会員代表者」という）1名を定めて届け出なければならない。

(会費等)

第8条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は、入会金の支払いを要しない。

(会員の資格喪失)

第9条 本会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡又は会員である団体の解散
- (3) 除名

- 2 本会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第10条 正会員は、退会を希望する期日の30日前までに、理事会に書面で通告することによって、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 本会員が、次に掲げる事由に該当するときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 破産・会社更生・民事再生等手続きの申立がなされたとき。

2. 前項①～③号の定めにより本会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の決議事項)

第13条 社員総会は、法に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(構成)

第14条 総会は社員および社員代表をもって構成する。

(招集)

第15条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- 3 臨時総会は、次のいずれか一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 第25条第7項エの規定により、監事が招集の請求をしたとき。

- 4 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

- 5 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員及び社員代表の中から選出する。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。賛否同数のときは、議長が決定する。

2 会員代表も当該社員に代わり意思表示ができる。

3 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員及び社員代表が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当法人の議決権を有する社員及び社員代表であることを要する。ただし、法定代理人の場合はこの限りでない。

2 前項の場合には、社員及び社員代表は代理権を証する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事及び総会で選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第18条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第21条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事の内1名を代表理事とし理事会で選任する。

(理事及び監事の資格)

第23条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員及び会員代表の中から選任する。ただし、必要があるときは、当法人の目的に賛同し、指導・援助し得る有識者で会員3名以上から推薦を受け、社員総会の過半数の決議をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事の選任に当たっては、各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

3 特殊の関係のある者は以下の通りである。

- (1) その理事の配偶者
- (2) その理事の3親等以内の親族
- (3) その理事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) その理事の使用人
- (5) (1) から (4) 以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) (3) から (5) の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族

(理事及び監事の任期)

第24条 理事・代表理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に辞任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事長・役員等の選任・職務)

第25条 当法人には次の役員を置き、理事会の決議によって選定する。

- 2 代表理事を、理事長と称する。
- 3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 4 副理事長を若干名を置く。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があったとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序に従って、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、本協会の会務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ア. 理事の職務執行の状況を監査すること。
 - イ. 本協会の財産の状況を監査する。
 - ウ. 前ア・イの規定による監査の結果、本協会の会務又は財産に関し不正の行為

又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。

- エ. 前ウの規定による報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- オ. 理事の会務執行の状況、又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(解任)

第27条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- ①心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
 - ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の定めにより役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、あらかじめ定めた理事長がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 第25条7項オの規定により、監事が招集を請求したときは、理事長は前項の規定に基づき理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の副理事長又は理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(理事等の責任免除等)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事の過半数の同意をもって、同法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

(事務局)

第34条 当法人の事業活動を円滑に推進するため、その事務を処理する事務局を置く。

2 事務局には、事務局長・研究員・その他の職員（以下「本職員」という）を置く。

3 本職員の選任は、理事長がこれを行う。

4 本職員が次の各号の一つに該当するときは、理事長または理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その職員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他職としてふさわしくない行為があったとき。

5 本職員の処遇等は、理事長がこれを行う。

6 事務局の職務は次のとおりとする。

(1) 当法人の事務処理・庶務

(2) 理事長の各職務の補佐

(3) 会員相互の技術移転支援事務

(4) 当法人の受付・窓口業務

第6章 基金

(基金の募集)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第36条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第38条 基金拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 解散

(解散の事由)

第39条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 社員総会の決議

(2) 法人の合併

(3) 社員が欠けたとき

(4) 法人の破産手続開始決定

2 前項の事由により本協会が解散又は合併するときは、社員総会において会員総数の3分の2以上の同意による議決を経なければならない。

(法人の継続)

第40条 前条第1号から第3号までの事由によって解散した場合においては、社員総会において会員総数の3分の2以上の同意による決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第3号の場合においては、理事会の承認による新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

(残余財産の帰属者)

第41条 当法人が解散したときの残余財産は国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する。

(1) 公益社団法人または公益財団法人。

(2) 公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人。

(剰余金の処分制限)

第42条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(定款変更)

第43条 本定款は、総会において出席会員数の3分の2以上の同意による議決を経なければ、これを変更することが出来ない。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事業報告及び決算報告)

第45条 理事長は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に次の書類を作成し、監事の監査報告書を添付して、定時社員総会にてその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表及び損益計算書

(3) 財産目録

第9章 雑 則

(施行細則)

第46条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成22年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	埼玉県久喜市北2丁目20番20号	氏名	宗守 信雄
住所	愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘17番地14	氏名	前田 忍
住所	愛知県豊川市御津町西方井領田32番地3	氏名	関口 龍一
住所	岐阜県多治見市脇之島町4丁目33番地の8	氏名	飯田 隆

(設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第50条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事

住所	愛知県名古屋市中区緑区ほら貝三丁目277番地	氏名	大根 義男
住所	埼玉県久喜市北2丁目20番20号	氏名	宗守 信雄
住所	愛知県尾張旭市緑町緑ヶ丘17番地14	氏名	前田 忍
住所	愛知県豊川市御津町西方井領田32番地3	氏名	関口 龍一

設立時監事

住所	岐阜県多治見市脇之島町4丁目33番地の8	氏名	飯田 隆
----	----------------------	----	------

(定款に定めのない事項)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人泥土リサイクル協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成21年12月15日

社員	宗守 信雄
社員	前田 忍
社員	関口 龍一
社員	飯田 隆

上記発起人4名の定款作成代理人

愛知県小牧市堀の内3丁目69番地

司法書士 加藤 孝一

本書は、一般社団法人泥土リサイクル協会の定款原本を複写したものであることを証明する。

愛知県稲沢市稲島法成寺町東狭間7番地1

グランコート国府宮 203

一般社団法人泥土リサイクル協会

理事長 嘉門雅史